

新座市事務決裁規程（平成元年新座市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 5 日

新座市長 並 木 傑



次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

別表第1 (第5条関係)

共通専決事項

一般事項

[略]

財務事項

事 項	決裁区分	
	部長	課長
1・2 [略]	[略]	[略]
3 財産に関する事項		
(1) 新座市財産規則(昭和46年新座市規則第12号。以下この表において「財産規則」という。)に基づく公有財産(工作物に限る。)の購入に係る伺書に関する事	500万円 未済のもの	100万円 未済のもの
(2) 財産規則に基づく工作物の新築又は増築等に係る伺書に関する事	500万円 未済のもの	100万円 未済のもの
(3) 財産規則に基づく行政財産(工作物に限る。)の用途の開始、変更又は廃止に係る伺書に関する事	500万円 未済のもの	100万円 未済のもの
(4) 財産規則に基づく行政財産の使用の許可及び許可の取消し並びに期間の更新に関する事	軽易なもの	
(5) 財産規則に基づく公有財産の貸付け及び貸付けの取消し並びに期間の更新に係る伺書に関する事	軽易なもの	
(6) 財産規則に基づく公有財産(土地に限る。)の現状変更及び修繕に係る伺書に関する事	軽易なもの	
(7) 財産規則に基づく公有財産(建物及び工作物に限る。)の現状変更及び修繕に係る伺書に関する事	500万円 未済のもの	100万円 未済のもの
(8) 財産規則に基づく公有財産の所属換に係る伺書に関する事	軽易なもの	
(9) 財産規則に基づく公有財産の借入れに係る伺書に関する事	軽易なもの	
4 物品に関する事項		
(1)・(2) [略]	[略]	[略]
(3) 財産規則に基づく物品の購入、修繕及び借入れに係る伺書に関する事	500万円 未済のもの	100万円 未済のもの
(4) 財産規則に基づく物品の分類替及び貸付けに係る伺書に関する事	重要なもの	軽易なもの
(5) 財産規則に基づく物品の所属換に係る伺書に関する事	軽易なもの	
(6) 財産規則に基づく物品の不用の決定に係る伺書に関する事	○	

備考 [略]

別表第2 (第5条関係)

個別専決事項

総合政策部

[略]

総務部

[略]

財政部

[略]

市民生活部

[略]

別表第1 (第5条関係)

共通専決事項

一般事項

[略]

財務事項

事 項	決裁区分	
	部長	課長
1・2 [略]	[略]	[略]
3 物品に関する事項 (1)・(2) [略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第2 (第5条関係)

個別専決事項

総合政策部

[略]

総務部

[略]

財政部

[略]

市民生活部

[略]

総合福祉部

	事 項	決裁区分	
		部長	課長
福祉政策課	(1)~(3) [略]	[略]	[略]
	(4) 日本赤十字社に関する事。		○
	(5) [略]	[略]	[略]
	(6) 災害見舞金等及び災害弔慰金の受給資格の認定及び支給をすること。	支出負担行為の額に対応するもの	
	(7)・(8) [略]	[略]	[略]
[略]			

こども未来部

[略]

いきいき健康部

[略]

まちづくり未来部

[略]

インフラ整備部

[略]

危機管理室

	事 項	決裁区分	
		部長	課長
危機管理室	(1) 無線業務日誌を作成すること。		○
	(2)・(3) [略]	[略]	[略]

出納室

[略]

備考 [略]

総合福祉部

	事 項	決裁区分	
		部長	課長
福祉政策課	(1)~(3) [略]	[略]	[略]
	(4) 日本赤十字社に関すること。	○	[略]
	(5) [略]	[略]	[略]
	(6) 災害見舞金等及び災害弔慰金の受給資格の認定及び支給をすること。	○	
	(7)・(8) [略]	[略]	[略]
[略]			

こども未来部

[略]

いきいき健康部

[略]

まちづくり未来部

[略]

インフラ整備部

[略]

危機管理室

	事 項	決裁区分	
		部長	課長
危機管理室	(1) 無線業務日誌の記録をすること。	○	[略]
	(2)・(3) [略]	[略]	[略]

出納室

[略]

備考 [略]

附 則

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の新座市事務決裁規程の規定による決裁が完了していない事案に係る専決及び代決については、なお従前の例による。